



# 教育環境

## 小中学校の転校手続

問 学校教育課 学務係 ☎0980-53-1212(内線381)

### 市内に転入する場合

- (1) 市役所市民課にて住民票の異動手続を行う
- (2) 市民課にて発行された「転入学通知書(控)」を教育委員会へ提出する
- (3) 教育委員会学校教育課学務係で転入先校、転入日の記入・確認等を済ませる
- (4) 前籍校でもらった「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」、「転入学通知書」を指定された学校へ提出する  
小中学校通学区域は市ホームページで公開しています。

- (3) 教育委員会学校教育課学務係で転学校と転学日の確認、学校給食係で給食費の支払い状況等を確認する
- (4) 「転学通知書」を在籍していた学校へ提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらう
- (5) 「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を転出先の教育委員会へ提出する

### 市内で転居する場合

### 市外へ転出する場合

- (1) 市役所市民課にて転出の手続を行う
- (2) 市民課で発行された「転学通知書(控)」を教育委員会へ提出する

- (1) 市役所市民課にて転居の手続を行う
- (2) 市民課で発行された「転学通知書(控)」と「転入学通知書(控)」を教育委員会へ提出し、転入先校・転入日の記入・確認等を行う
- (3) 「転学通知書」を在籍していた学校へ提出し、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を発行してもらう
- (4) 「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」、「転入学通知書」を転入予定校へ提出する

## 就学援助制度(要保護・準要保護)

問 学校教育課 学務係 ☎0980-53-1212(内線381)

### 目的

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。

	要保護	準要保護
対象者	現在、生活保護を受けている者	下記のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に経済的に困窮している者 (1)生活保護の停止又は廃止の措置を受けた者 (2)非課税世帯 (3)その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者
費目	(1)修学旅行費 (2)医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病に係る医療費) ※費目によって限度額があります。	(1)学用品費等(学用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、遠距離通学費、修学旅行及び校外活動費) (2)医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病に係る医療費) ※費目によって限度額があります。
申請方法	学校を通じて申請書を提出してください。	学校を通じて必要書類を提出してください。小学校と中学校の兄弟姉妹で申請をする場合はそれぞれの学校に申請が必要になります。教育委員会が申請書類等を審査し、認定することになります。

〈広告〉

### 【世界に広がる三育教育ネットワーク】

学校法人三育学院は、全世界に初等中等教育機関8,350校、高等教育機関114校を有する「アドベンチスト教育ネットワーク」に所属しています。

- ◎系列アドベンチストグループ(沖縄県)
- 沖縄三育小学校(北中城村)
  - 石川三育保育園(うるま市)
  - アドベンチストメディカルセンター(病院)(西原町)
  - シャローム名護(福祉施設)(名護市)

私たちは幸せをつくり

分かち合う人を育てます



\* 聖書を土台としたキリスト教教育

\* 緑豊かなキャンパス

\* 人間力を育てる全寮制教育



学校法人三育学院

沖縄三育中学校

TEL : 0980-52-3942

〒905-0003

沖縄県名護市旭川1837

資料請求・お問い合わせ・学校見学はお気軽にどうぞ



## 特別支援教育就学奨励制度

☎ 学校教育課 学務係 ☎0980-53-1212(内線381)

### 趣旨

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒をもつ保護者の経済的負担の軽減を目的とし、学用品費等を援助する制度です。

### 対象者

市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者で、受給を希望される方。ただし、他の就学援助(準要保護等)を受けている場合は受給できません。

### 費目

(1)学用品費等 学用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、修学旅行及び校外活動費

### 申請方法

受給を希望する方も受給を辞退する方も、特別支援学級に在籍する保護者は全員、小中学校を通じて書類を提出していただきます。

## 小中一貫教育校

☎ 学校教育課 学務係 ☎0980-53-1212(内線381)

### 市内の小中一貫教育校

#### ☆「緑風学園」

住所:名護市字汀間122番地 ☎(0980)55-8113

#### ☆「屋我地ひるぎ学園」

住所:名護市字饒平名159番地 ☎(0980)52-8162

### 募集期間

毎年2月頃に募集期間を設けます。市外からの転入者については、随時受付可能です。

### 市内全域から通学が可能です

小中一貫教育校の特色ある教育環境の中で子どもを学ばせたい、学びたいという保護者及び児童生徒に対し、一定の条件のもと市内全域から小中一貫教育校への入学及び転学を認めています。

## 名護市育英会・名護市給付型奨学金

☎ 教育委員会 総務課 総務係 ☎0980-53-1212(内線132)

### 名護市育英会

名護市育英会は、大学等への経済的理由による修学困難な者に対して、修学上必要な育英資金(入学準備金・奨学金)を貸与し、人材を育成することを目的としています。

	入学準備金	奨学金
募集時期	6月	2月～3月
貸与時期	入学前(1回に限る)	年3回に分けて貸与

※貸与期間は正規の修学期間

対象者:

- (1)日本国籍を有し名護市内に1年以上住所を有する者の子弟であること。
- (2)学業、操行ともに優秀であること。
- (3)高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院に入学若しくは在学し(入学準備金については入学予定に限る)、経済的理由により修学困難であり、かつ同種の奨学金の貸し付けを受けていないこと。

返還:返還は無利子とし、返還開始は卒業より半年を経過した翌月とする。返還期間は貸与期間に36月を加えた期間とし、返還額は貸与額を返還月数で除して得た額とする。(入学準備金については毎月1万円ずつの返還とする。)

### 名護市給付型奨学金

名護市給付型奨学金給付事業は、経済的理由により高等教育機関への進学を断念することなく、平等に教育を受ける機会を支援し、名護市への郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する心を醸成するとともに、優秀な人材を育成することを目的として、奨学金の給付を行います。

対象者:

- (1)家計支持者が名護市に1年以上住所を有していること。
- (2)高等学校又は高等専門学校に在学し、次年度、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年)又は専修学校の専門課程に進学予定であること。
- (3)名護市の定める所得基準を満たしていること。
- (4)学業、操行ともに優秀であり、在学する学校長の推薦を受けていること。
- (5)郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する意気込みを有していること。

給付方法:毎月奨学生本人の口座に振込

給付期間:正規の修学期間

## 児童生徒等の県外派遣等に関する補助金交付

☎ 教育委員会 総務課 総務係 ☎0980-53-1212(内線132)

名護市に所在する小学校及び中学校の児童生徒等並びに名護市に所在する県立高等学校及び高等専門学校の生徒又は名護市に住所を有する児童生徒が、運動競技会又は文化関係大会に参加するため、県外又は県内の離島に派遣される場合、又は友好都市交流事業に派遣される場合において費用の一部を補助します。

### 申請方法

大会参加前(原則出発の10日前まで)に学校を経由して申請してください。



## 指定学校変更について

☎ 学校教育課 学務係 ☎0980-53-1212(内線381)

### ▶ 「指定学校」とは

名護市教育委員会では、それぞれの学校ごとに通学区域を設定し、児童生徒の住所によって就学すべき学校を指定しています。この指定された学校を「指定学校」といいます。

### ▶ 「指定学校変更」とは

下記の条件にあると教育委員会が認めた場合、指定学校以外の学校に通学することができる制度です。

	区分	許可条件	対象学年	許可期限	必要書類
(1)	留守家庭	・両親共働きのため、放課後、親戚等に預ける場合	小学校全学年	その理由の存する期間	・親戚・学童等の承諾書 ・勤務証明書
(2)	市内転居	・学期学年途中で住所変更による場合	全学年	卒業まで	
(3)	転居予定	・建築中で入居が確実な場合 ・公営市営住宅等への入居が確実な場合	全学年	当該年度まで	・建築確認申請書(新築) ・売買契約書(分譲) ・物件引渡証明書(売買) ・賃貸借証明書(借家等) 上記の写しいずれか一通
(4)	指定校変更児童の中学校入学	・指定学校変更が許可された児童が、中学校入学の際、在学する小学校区の中学校を希望する場合	中学校入学時	卒業まで	
(5)	部活動	・指定学校に希望する部活動がなく、その部活動がある中学校を希望する場合	中学校入学時	卒業まで	・誓約書
(6)	兄弟関係	・指定学校変更が許可された児童生徒の兄弟で、同じ学校への通学を希望する場合	全学年	卒業まで	
(7)	調整区域	・校区見直しが予想される場合	全学年	卒業まで	
(8)	心身的理由	・心身の故障等により、指定学校への就学が困難な場合	全学年	当該原因が存する期間	・医師の診断書(写し可) ・校長意見書(必要に応じて求める)
(9)	その他	・教育長が教育的配慮と認めた場合(いじめ・不登校・その他、複合的な理由)	全学年	その理由の存する期間	・校長の意見書等

上記のいずれかの条件を満たしており、指定学校の変更申請をする場合は、指定学校変更申請書を記入の上、教育委員会学校教育課まで提出をお願いします。

※許可基準によっては、指定学校変更申請書の他に提出書類が必要な場合があります。



## 名護博物館

☎ 名護博物館 ☎0980-53-1342

名護博物館は、新館建設準備のため、現在休館しております。  
新しい博物館は、沖縄県森林資源研究センター跡地(名護市大内地内)に2022年(令和4年)秋、開館予定です。

新博物館イメージ図



## 名護市立中央図書館

☎ 名護市立中央図書館 ☎0980-53-7246

場 所:名護市宮里五丁目6番1号  
開館日:火曜日～日曜日 午前9時～午後7時  
休館日:月曜日、整理休館日(第4木曜日)、蔵書点検期間・年末年始、祝日、慰霊の日  
資料の貸出には、利用カードが必要です。

### 【利用カードを発行する】

図書館資料利用申込書に記入の上、免許証・保険証・住民票などお名前や生年月日、現住所が確認できるものを持参し、サービスデスクでお申込みください。



教育環境



## 二十四節気(春・夏)



二十四節気は太陽の動きをもとに1年を24分割したものです。

春

★立春(りっしゅん/2月4日頃)

冬と春の境目。  
旧暦における1年の始まり。



★雨水(うすい/2月19日頃)

氷雪が溶け、雪が雨に変わり始める頃です。

★啓蟄(けいちつ/3月6日頃)

冬ごもりの地中の虫達も顔を出す頃です。

★春分(しゅんぶん/3月21日頃)

この日を境に昼が夜より長くなります。

★清明(せいめい/4月5日頃)

春爛漫、万物が春の息吹を楽しみます。

★穀雨(こくう/4月20日頃)

春の雨が農作物に潤いを与えます。

夏

★立夏(りっか/5月6日頃)

暦の上ではこの日から  
立秋の前日までが夏となります。



★小満(しょうまん/5月21日頃)

陽気が良くなり動植物の  
活気が満ちあふれます。

★芒種(ぼうしゅ/6月6日頃)

「芒」は米や麦などの穂先を指す言葉。  
その種を蒔く頃合いです。

★夏至(げし/6月21日頃)

1年で最も昼が長くなります。

★小暑(しょうしょ/7月7日頃)

徐々に暑さが増していく頃です。

★大暑(たいしょ/7月23日頃)

本格的な夏の暑さが訪れる頃合いです。